

平成17年度第1回

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価審議対象事業 一覧表

事業種別	事業名	国庫補助事業 単独事業等	事業箇所 事業区間	事業期間 1	再評価事由	一定期間が経過した理由
					2	
街 路 事 業	矢賀間所線	国庫補助事業	東区矢賀五丁目 (大須土橋線) ～ 東区温品一丁目 (中筋温品線)	平成8～ 19年度		一部区間において用地買収が難航したため。
	矢賀大州線外1 〔矢賀大州線・ 天満矢賀線〕	国庫補助事業	東区矢賀新町一丁目 (大須土橋線) ～ 南区大州五丁目 (駅前大州線)	平成8～ 21年度		一部区間において用地買収が難航したため。
	高陽可部線 (2工区)	単独事業	安佐北区可部南一丁目 (根谷川右岸) ～ 安佐北区可部南五丁目 (安佐市民病院前)	平成8～ 19年度		一部区間において用地買収が難航したため。
	畑口寺田線外1 (畑口寺田線(1工 区,2工区),吉見 倉重線)	国庫補助事業	佐伯区城山一丁目 (寿老地中地線) ～ 佐伯区千同一丁目 (岡の下川右岸)	平成8～ 平成20 年代前半		一部区間において用地買収が難航したため。
	駅前線	国庫補助事業	佐伯区五日市町大字昭和台 (昭和台団地) ～ 佐伯区八幡東三丁目	平成8～ 平成20 年代前半		一部区間において用地買収が難航したため。
	寿老地中地線 (11工区)	単独事業	佐伯区坪井二丁目 (五日市観音中学校前) ～ 佐伯区観音台二丁目 (東観音台団地)	平成8～ 平成20 年代後半		一部区間において用地買収が難航したため。

1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。

2 : 事業が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業

: 事業が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業

: 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る）

: 再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業

: 市長が特に必要と認める事業